

「千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針」の改定について

1 「千葉県国民健康保険財政安定化支援方針」改定の主なポイント

県では、平成22年12月に千葉県国民健康保険財政安定化支援方針を策定したが、平成25年3月31日で対象期間が満了となることから、改定を行った。

改定の主なポイントは以下のとおり。

- 支援方針を延長し、対象期間を平成25～26年度の2年間とした。
- 財政運営の広域化について、平成27年度からの保険財政共同安定化事業の拡大の円滑な移行を明記。
- 目標収納率の継続（目標は変更しない）。
- その他
 - ・市町村国保の現況についての記載を充実した。
 - ・市町村国保の将来の見通しについての記述を追加した。
 - ・広域的な事業運営について実施済事項と今後の取組事項を明確にした。

2 「千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針」改定版の概要

（1）目的

市町村国保は、「国民皆保険制度の最後の砦」といえるものであるが、小規模保険者が多く財政が不安定になりやすい、市町村間の年齢構成や所得分布の差異が大きい、被保険者は無職や高齢の方が多く、保険料の負担能力が低い一方で医療費は高いという構造的問題を抱え、厳しい状況にある。また、保険料の格差が生じている。

本方針は、市町村国保の広域的な事業運営と財政の安定化を目指す。将来的な医療保険制度の全国規模での一元化に向けて、その前段階としての市町村国保の都道府県単位化について次の（6）に示す環境整備を行う。

（2）根拠規定 国民健康保険法第68条の2第1項

（3）対象期間 平成25～26年度

（4）市町村国保の現況及び将来の見通し

① 国保の現状

市町村国保は被保険者の高齢化が進み、世帯主に占める無職者の割合が高い状況の中で運営されている。1人当たり医療費は上昇しているものの、1人当たり保険料はここ数年、所得の低下などにより横ばいないしは低下している。また、収納率については上昇の兆しあるが、依然低い水準である。このため、市町村国保財政は一般会計からの繰入により維持されている団体が多く、引き続き厳しい状況にある。

- (ア) 年齢構成は、65歳から74歳が31.8%と高齢者の割合が高い。
- (イ) 世帯主の職業は、自営業・農林水産業は12.2%、無職は35.3%、被用者保険に加入できない被用者が36.4%となっている。
- (ウ) 1人当たり医療費は、274,667円となっている。
- (エ) 1人当たり保険料（現年度分）は、93,485円で、市町村ごとの1人当たり保険料の格差は、1.58倍となっている。
収納率は平成22年度から上昇に転じ、87.16%となっている。
- (オ) 単年度の実質的な収支（単年度経常収支から一般会計法定外繰入を除外したもの）は、約123億円の赤字（54市町村のうち21市町村）となっている。
一般会計からの法定外繰入額については、約172億円となっている。

② 将来の見通し

医療費は、医療技術の高度化と被保険者の高齢化により、さらに増嵩すると考えられ、構造的な問題を抱える市町村国保の財政運営は、厳しさを増すものと考えられる。

今後は、国において国保を含む医療保険制度の見直しが進められるところから、これらの動向も踏まえながら将来の見通しや市町村国保の安定化施策等についてさらに検討していく必要がある。

（5）広域的な事業運営又は財政の安定化に関する県の役割

市町村国保における広域的な事業運営の調整、財政運営の広域化の企画立案、県内の標準設定など、本方針に定める施策の推進、本方針の進捗管理や見直し等を行う。

（6）広域的な事業運営又は財政の安定化に関する具体的な施策

県と市町村等で構成する連携会議において、市町村等と意見交換や意見調整しながら取り組む。

① 広域的な事業運営

市町村国保の広域的な事業運営については、これまで、「千葉県国民健康保険団体連合会」を中心に様々な施策が実施されているところであるが、より効果的・効率的な事業運営を目指し、施策の充実・強化を図っていく。

- (ア) 市町村で個別に発行している保険証の共同発行の実施に向けた検討など、保険者事務の共通化に取り組む。
- (イ) 収納事務・保健事務研修、広報活動内容の見直しなどを行い、収納率向上や保健事業の推進に取り組む。

② 財政運営の広域化

財政運営の広域化による、保険料格差の解消、財政安定化及び公平性確保等について、調査・研究等を行う。

特に、保険財政安定化事業の拡大について、財政安定化の確保、保険料の平準化、財政調整などについて調査・検討を加えながら円滑な移行を図る。

(ア) 保険財政共同安定化事業の拡大の円滑な移行

保険財政共同安定化事業は、各団体が医療費や被保険者数に応じて拠出した資金から、30万円以上の高額医療費についての支払いを行う事業である。急激な医療費の変動による財政への影響を解消するなど保険財政の安定化と保険料の平準化を図るために創設され、平成27年度から、対象が30万円以上の医療費からすべての医療費に拡大される。

一方、事業拡大に伴う拠出金の急増などにより、市町村財政運営への影響が懸念されるところである。そこで、事業拡大の円滑な移行を図るために、事業拡大後の影響額を試算し、特別調整交付金2%分を活用した激変緩和措置やさらなる負担調整が必要と考えられる場合の調整等について検討する。

(イ) 県調整交付金の活用

県調整交付金は、医療費適正化や収納率向上対策等国保財政安定化のための取組等に対して交付される。本方針に掲げる保険料の収納率目標の達成に資する取組等に対しても交付している。

さらに、保険財政共同安定化事業の拡大に伴う国保財政への影響の緩和措置等への活用を検討する。

③ 県内の標準設定

適正な保険料の賦課・徴収は、市町村国保財政の安定、被保険者間の公平性の確保等からも重要な課題であることから「保険者規模別目標収納率」を設定している。赤字解消の目標、標準的な保険料算定方式等については、複数のパターンでシミュレーションを行い、市町村との意見交換や意見調整を行なながら改めて設定することとする。

(目標収納率)

保険者規模(被保険者数)	目標収納率
1万人未満	90%
1万人～5万人	89%
5万人～10万人	88%
10万人以上	87%